

仕様書

1 業務名

カーボンニュートラル・海洋プラスチックゼロの実現に向けた次世代「未来共創」プロジェクト推進業務

2 実施期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）

3 趣旨・背景

近年、気候変動や海洋プラスチック等の地球規模での環境問題が深刻化する中、本県では、2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ「ネット・ゼロカーボン社会」の実現とともに、2050年までに瀬戸内海に新たに流出する海洋プラスチックゼロを目指し、県民、事業者、市町等の多様な主体と連携・協働しながら、目指す姿の実現に向けて、取組を推進しているところである。

こうした中、本年5月に開催されたG7広島サミットの首脳コミュニケにおいて、カーボンニュートラルやプラスチック汚染への対応が盛り込まれ、首脳コミュニケの実現に向けても、一層の取組を加速化していく必要がある。

海洋プラスチック対策にあたっては、令和3年6月に、素材メーカー、製造業者、小売流通業者、県内市町等を参画メンバーとする官民連携プラットフォーム「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称GSHIP）」（以下「GSHIP」）を設立し、参画会員等と連携しながら、特に、生活由来の海洋プラスチック削減に向けた、プラスチックの使用量削減やプラスチックごみの流出防止対策等に取り組んでいる。

取組にあたっては、社会の仕組みとして定着し、持続可能な対策となるよう、様々なステークホルダーとのマッチングを行いながら、自治体と企業との連携による新たなプロジェクトの創出を図っているが、目標年である2050年ごろに社会の中心的な役割を担うこととなる学生やZ世代等の若者が主体となる取組や実証は、まだ少ないのが現状である。

また、G7広島サミットでは、ジュニア会議やY7サミット、ユースウォーク等を通じて、広島とG7各国の若者との議論・交流が活発に行われるなど、若者の参画・活躍が世界的な潮流となっており、カーボンニュートラルや海洋プラスチックゼロの実現に向けた取組の創出には、次世代を担う若者が実施主体の一員として加わる必要がある。

4 目的

本業務では、若者が環境問題を自分事として考え、行動するきっかけや気づきを得られる場をつくり、アントレプレナーシップ（急激な社会変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神）を育むことで、GSHIP参画会員や大学等と連携した若者主体のオープンイノベーションの実践へとつなげていくとともに、若者を巻き込みながら、これらの取組を情報発信することで、県民への環境問題に対する理解促進と意識醸成を図っていく。

5 前提条件

(1) 扱うテーマ

カーボンニュートラル実現に向けたアプローチの視点も含めながら、海洋プラスチック問題を中心テーマとし、下記の GSHIP が取り扱うキーアクションを参考に、参加する若者が具体的な取組や事業などを考察できるよう、考える切り口を提供する等の工夫をすること。

<キーアクション>

①プラスチックの使用量削減

- ・使い捨てプラスチックの削減、代替素材（紙やビン、生分解性プラスチック等の新素材）の開発・転換・普及促進
- ・プラスチック資源の3R+Renewableの拡大 等

②プラスチックごみの流出防止

- ・新機能リサイクルボックス等の普及促進
- ・ナッジ（行動変容）やIoTを活用した街中のごみの散乱・流出の防止 等

③プラスチックごみの清掃・回収

- ・企業・団体等の連携による効果的な清掃、回収
- ・各主体が行う清掃活動の参加者マッチングや情報の一元化 等

④情報の収集、発信、共有

- ・専用サイト等を用いた上記の先行事例や取組の効果的な発信
- ・環境学習等を通じた幅広い世代への意識醸成 等

(2) 対象者

- ・原則、広島県内に在住、在学^{*}、もしくは勤務している者
※高校生、高専生、大学生、大学院生
- ・対象年齢は、おおむね高校生から20代の者

(3) その他

今年度の取組を通じて、本事業の成果や課題等を整理、検証し、今後の展開につなげていくものとする。

6 業務内容

委託者（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 参加者の募集・選定

原則20～30名程度を目標とし、効果的な広報や個別訪問を行う等、乙が主体となって参加者を広く募ること。

なお、想定を超える人数の申込があった場合には、甲と事前調整の上、対応を決定するものとする。

(2) プログラム（ステップ①～③）の企画・運営

今般、海洋プラスチック問題については、国内だけでなく海外の情報も幅広く得られる環境下にあるが、自身で見聞きするという体験を経て気づきを得ること、気づきを基に次に取るべき行動や将来を見据えた活動・事業等を考えること、自身の考えを同世代や企業にむけて発信することを通じて、自分事として捉え、将来の中心世代として行動を起こすきっかけ

を提供することを目的に、次の内容を実施すること。

全体の構想は、「①知る（現状把握）→②考える（共創）→③共有（共感）→④行動（アクション）」であるが、本業務では①～③までのステップに応じたプログラムを実施するものとする。

◆ステップ①【知る（現状把握）】

- ・清掃活動イベントや屋外学習等、実体験として現状を知ることができる機会を設けること。
- ・普段目にしている・触れている場所を題材に新しい視点を与えたり、個人では目にするのでできない場所へ赴いたり、本業務ならではの体験を提供すること。
- ・時期及び回数は、11月下旬までに最低1回は行うこと。
- ・参加者の募集人数は、上記(1)に限定するものではない。

◆ステップ②【考える（共創）】

- ・将来にわたって持続可能な取組や事業のアイデアを創出することを目的に、海洋プラスチックに対する参加者の理解が深まり、自由な発想で問題解決につながるアイデアが創出できるよう、専門知識や先進事例の付与（インプット）、メンターによるアイデア探索時等の発想の転換やまとめ方のサポートなど、議論及び対話が活発になるプログラムとすること。
- ・参加者が考えたアイデアが、より現実的かつ実現可能性が高まるよう、GSHIPの参画会員のほか、本業務の目的に賛同する企業・団体等を幅広く巻き込む工夫をし、参加者が社会（経済）と繋がった考察を行える環境をつくること。
- ・“将来にわたって持続可能”とは、ボランティア活動ではなく、事業として社会の一翼を担うものを想定しているため、インプットやメンターにあたる人員には、環境関連の事業に精通した人物や新規事業開発、起業の視点でレクチャーできる人材を含めること。
- ・参加者が多く集まるような仕掛けや工夫について提案すること。
（例：登壇者の人選、参加者の興味・関心を引き出すような内容の企画等）
- ・実施形態は、ワークショップ形式など、参加者同士が意見を交わせる形態をとり、2～3回は実施すること。
※ステップ①の現地体験のほかに、ステップ②においても、途中、フィールドワーク等の体験を行うことも可能とする。
- ・オフラインでの開催を前提とし、開催場所は県で指定する。
※受託者による会場使用料の負担はないものとする。
（例：広島市内に所在する県関連施設（庁舎、[イノベーション・ハブ・ひろしま Camps](#)）等）

◆ステップ③【共有（共感）】

- ・成果発表は、共創したアイデアを広く発信できる場とし、講評者による講評を行う。
- ・開催形態は、コンテスト形式など、参加者のやる気、満足度向上につながる仕掛けや工夫を施すこと。
- ・講評者の選定及び手配は乙が行うこととし、選定にあたっては、甲と協議の上、本業務の対象者がより多く参加することが見込める者を選定する。
- ・講評者の役割は、参加者のアイデアについて、発想の拡大や足りないピースの示唆、今後の活動を続けるモチベーションを上げることであるため、これに資する人材を充てること。
- ・乙は、適宜、参加者に対して、発表に向けた準備の支援、助言等のフォローアップを行う。

(3) 情報発信

- ・参加者の募集からステップ①～③の各工程の進捗の様子について、GSHIP 専用サイト (<https://gship.jp/>) のほか、ポスターやチラシ等の制作、WEB メディアや SNS、その他乙が保有する広報媒体等を活用して、参加者の募集や成果発表会の告知、報告等を行うこと。
- ・併せて、これらの取組を広く情報発信することで、県民への環境問題に対する理解促進と意識醸成を図っていくこと。
- ・ステップ①～③に関しては、次回開催時に参加したい人を増やす（若者の興味・関心を引く）ことを念頭に、参加者の取り組んでいる様子を肌で感じられるような内容とするよう努めること。
- ・成果発表の様子は、写真や動画で記録し、プログラム終了後にも参加者の成果を周知できるツールを制作すること。

(4) アンケート調査

- ・業務の終了時に、参加者に対してアンケート調査を実施し、甲が今後の事業及び施策の方針に反映できるよう、内容を整理して事業実施報告書により報告すること。
- ・項目は、プログラムの満足度や改善点等の意見を聴取するものを設定し、甲と協議の上、最終決定する。
- ・業務目標「意識向上率」を計測する場合は、参加前と参加後の2回実施すること。

7 業務目標

項目	目標
参加人数	20名以上 ※ステップ②以降の参加者数とする。
創出アイデア数	ワークショップの手法による。 例) ・グループに分けて実施→1つ以上/グループ ・最終的なアイデア出しは個人単位→1つ以上/人
参加者の海洋プラスチックに対する意識の向上	80%以上

8 成果報告

(1) 提出物

区分	部数	仕様
事業実施報告書	1部	電子ファイル (Microsoft 社の Word、Excel 又は PowerPoint 形式)
ワークショップ及び成果発表会等で得られた成果物	1部	・参加学生が作成した成果物や発表資料データ ・当該事業で撮影した写真等のデータ

※ 乙は、甲の指示する場合においては、履行期限途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

(2) 提出の期限及び場所

期限：令和6年3月29日（金）

場所：広島県環境県民局環境保全課

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令及び基準等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたって、乙は、甲と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 甲は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、乙に協議を申し出る場合がある。この場合、乙は受託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) 乙は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに甲に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 乙は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（業務実施の体系図、責任者、役割分担等）、連絡体制を示すこと。
- (6) 本業務の実施において、文献その他の資料を引用した場合、その文献・資料名を明記すること。
- (7) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、甲が保有するものとする。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切、乙の責任において処理すること。
- (9) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、乙において負担するものとする。
- (10) 契約に関する条件等

ア 再委託等の制限

乙は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

乙は、監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得なければならない。

イ 業務の履行に関する措置

甲は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。乙は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に甲に書面で報告しなければならない。

- (11) 乙は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 乙は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。